

「規制改革推進 3 か年計画（改定）」前倒し等の事項例

1 . IT

5 GHz 帯の一部開放

5 GHz 帯の一部を無線インターネット用として開放する等、周波数の再配分（周波数割当計画変更）を本年 9 月に実施。

今回開放する帯域では、我が国において既に屋内用として製品化されている無線 LAN 規格の機器と共通化が可能であり、比較的 low コストでシステムを導入できることから、街角のホットスポットや住宅などで利用が進みつつある無線による高速インターネットサービスの普及が一層促進されるものと期待される。

非接触型 IC カードに関する手続簡素化

非接触型 IC カード（例：JR の Suica）の無線局の開設に関し、申請負担軽減の観点から手続方法及び技術基準等について見直しを行い、本年 9 月の改正省令施行によって申請手続の簡素化を図った。

非接触型 IC カードに係る無線機器について、型式指定を受けることにより、自由な設置が可能となることから、非接触型 IC カードの普及が一層促進されるものと期待される。

外国人 IT 技術者の受け入れ規制緩和

IT 技術者などの専門的・技術的分野の業務に従事する外国人を一層積極的に受け入れるため、本年 7 月施行の法務省告示により、上陸許可基準の特例対象を拡大し、韓国、中国の情報処理試験による資格を追加した。

学歴（大学卒）又は実務経験要件（10 年）を問わずに外国人 IT 技術者の受け入れが可能となる範囲が拡大した。

2 . エネルギー

電力の託送制度運用指針の見直し

託送制度の運用に関し、有効な競争が達成されるための個別の施策について検討を行い、本年 7 月の「適正な電力取引についての指針」改定において、託送手続の不当遅延、連系線等の設備利用、情報の流用等に関する項目を追加した。

託送制度の機動的運用が可能となり、新規事業者の参入が容易となる。

3 . 住宅・土地、公共工事

中古住宅の性能評価

中古住宅市場の整備に関し、中古住宅の性能評価方法、性能表示の項目・方法、保存すべき情報(新規工事時の施工情報、リフォーム実施履歴など)等について、本年8月施行の省令及び日本住宅性能表示基準・評価方法基準等の変更により所要の措置を講じた。

中古住宅の性能がより明確となり、流通市場活性化が期待される。

不動産鑑定評価基準の見直し

多様化・高度化する不動産の鑑定評価に対するニーズに的確に対応できるよう、収益性を重視した、より精緻な手法や、土壌汚染を含むより詳細な調査等を位置付けた不動産鑑定評価基準への見直しを行い、本年7月に基準を改正、通知した。

不動産鑑定の精度の向上が期待される。

P F I 的事業の進展

公営住宅の建替え等の際して、高度利用、複合的な利用等、土地を弾力的に活用するとともに、住宅の計画、建設、民間住宅整備、生活支援施設整備等に P F I 的手法を積極的に導入するよう、本年6月、地方公共団体に周知した。

実際、本年上半期には、東京・都営団地や広島・県営住宅で P F I 的手法による建替事業が進展した。

4 . 運輸

港湾のシングルウィンドウ化の進展

港湾のシングルウィンドウ化に関し、通関情報処理システム(NACCS)と外為法輸出入許可・承認手続システム(JETRAS)との連携について、本年上半期に接続試験を行った。

年度末を目途に両システムの本格接続が実施されるほか、NACCS、港湾 EDI システムと乗員上陸許可支援システムについても、本年度末を目途に、それぞれ連携する予定。

5 . 医療

病院の理事長要件の撤廃

病院経営と医療管理とを分離して医療機関運営の効率化を促進するため、理事長要件を原則として廃止するとの方針に従って、運用基準の抜本的な改正を行う通知を本年4月に発出した。

病院の一層の民間的経営手法の導入が期待される。

6. 福祉

短時間勤務保育士に関する制限撤廃

短時間勤務保育士について各保育所に配置すべき保育士定数の2割以内などとしている制限を、本年5月に撤廃した。

短時間勤務の保育士の配置が更に柔軟に行えるようになり、民間保育所の運営にも資する。

7. 金融

銀行の子会社に対する保険代理店業務の追加・銀行窓口における有価証券の書面取次ぎ業務の解禁

本年8月公布の内閣府令によって、銀行等が保険子会社を有しているか否かにかかわらず、銀行等の子会社等において保険募集ができることとした。

また、同9月公布の内閣府令によって、銀行窓口において株式や社債等の書面取次ぎ業務もできることとなった。

銀行グループでの保険販売業務・銀行本体での有価証券取次ぎ業務の拡大が期待される。

8. 流通

酒類の共同蔵置所の取り扱い簡素化

本年7月、複数の酒類の販売業者が一つの倉庫等に共同して酒類蔵置所を設置する場合であっても、個別事業者の区分が明確である場合に設置を認めることとした。

酒類販売の共同在庫がより可能となる。